

## 原子力防災訓練実施結果に係る報告の要旨

### I. 総合訓練

各要素訓練を組み合わせて、主に泊発電所、本店等との情報連携対応の能力向上を図るとともに、発電所対策本部の緊急時対応能力向上を図るための訓練。

報告事項	主な報告内容
1. 実施日時	2024年12月13日（金）13：10～16：30
2. 参加人数	235名
3. 想定した原子力災害の概要	1～3号機（1・3号機は新規制基準適合プラント、2号機は新規制基準未適合プラントの想定）の発災とし、蒸気発生器給水機能の喪失等により、原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第10条事象 <sup>*1</sup> および第15条事象 <sup>*2</sup> に進展する原子力災害を想定。
4. 訓練の内容	<p>訓練参加者に対しては、事故想定を非開示とするブラインドとして、訓練を実施。</p> <p>〔訓練項目〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 緊急時通報・連絡訓練〔泊発電所・本店〕</li> <li>(2) 原子力災害対策本部設置訓練〔泊発電所・本店〕</li> <li>(3) 環境放射線モニタリング訓練〔泊発電所〕</li> <li>(4) 退避誘導訓練〔泊発電所〕</li> <li>(5) 原子力災害医療訓練〔泊発電所・本店〕</li> <li>(6) シビアアクシデント<sup>*3</sup>対応訓練〔泊発電所〕</li> <li>(7) 緊急時対応訓練<sup>*4</sup>〔泊発電所・本店〕</li> <li>(8) 原子力緊急事態支援組織<sup>*5</sup>対応訓練〔本店〕</li> <li>(9) 資機材輸送・取扱訓練〔泊発電所〕</li> </ul>
5. 訓練の評価	<p>総合訓練において設定した訓練目的に対する評価結果は以下のとおり。</p> <p>【訓練目的】</p> <p>原子力災害が発生した状況下において、泊発電所および本店の原子力防災組織が有効に機能することを確認するとともに、事故対応能力の向上を図る。</p> <p>【評価結果】</p> <p>以下のとおり訓練目的を概ね達成できたと評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊発電所および本店の各原子力防災組織は、原子力災害発生時におけるそれぞれの役割を果たし、その対応は概ね良好であったことから、訓練目的のうち「原子力防災組織が有効に機能していること」を達成したと評価する。</li> <li>・前回の総合訓練（2024年1月26日実施）において抽出した主な改善事項への対策が有効に機能したことを確認したことから、訓練目的のうち「事故対応能力の向上を図ること」を達成したと評価する。</li> </ul> <p>なお、後述6. に示すとおり、今回の訓練において新たな改善点を抽出していることから、これを優先的に改善していく。</p>
6. 今後に向けた改善点	<p>今回の総合訓練において抽出した主な改善点は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 原災法第10条事象通報における通報対応の見直しについて〔発電所〕</li> </ul> <p>一部の原災法第10条事象通報について、現場での傷病者発生等に伴う発電所対策本部の対応が輻輳し、通報文案の対策本部内での確認に時間を要した結果、FAX送信が目安とされる15分から数分の遅れが見られた。これを踏まえて、今後は対策本部内での要点以外の詳細な情報についてはマイクを使用せずチャットシステム等を活用して共有し、情報を事後に確認できる運用を検討するとともに、副本部長が通報文案の確認を優先して実施できるよう、改善を図る。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 警戒事態該当事象発生後の経過連絡および第25条報告の運用見直しについて〔発電所〕 警戒事態該当事象発生後の経過連絡および第25条報告に基づく報告において、発生事象や実施した措置の共有にとどまり、対応状況や今後の対応に関する情報が不足している状況が見受けられた。また、第25条報告の第1報については、特定事象の発生から、速やかな通報連絡が行われていない状況であった。これを踏まえて、警戒事態該当事象発生後の経過連絡および第25条報告時に記載すべき項目に、「対応状況、今後の予定」を追記する運用へ見直しするとともに、最初の特特定事象発生および警戒事態該当事象発生連絡後「速やかに」報告および連絡を行う運用を追加し、改善を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 可視化ツールを活用した緊急時対策所内の情報共有について〔発電所〕 緊急時対策所(TSC)内における本部要員間の情報共有は、主に口頭での報告により実施していたが、図表表示用の電子ホワイトボード(IWB)やプラント情報伝送システム(SPDS)モニターなどの可視化されたツールが十分に活用されておらず、TSC内での情報共有において視覚情報の活用が望ましい場面が見受けられた。これを踏まえ、今後は重要な情報については図表を用いて報告することを心掛けるよう本部要員の活動ルールとし、視覚的な情報共有の改善を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原災法第10条確認会議および原災法第15条認定会議の開催時間および情報共有方法について〔本店〕 原災法第10条確認会議において社内の情報共有に時間を要し、会議の開催が施設敷地緊急事態(SE)判断から5分後となった。また、10条確認会議および15条認定会議における戦略説明や事象進展予測は口頭で実施し、情報量も多かったため、原子力規制庁緊急時対応センター(ERC)への情報として明確に伝わらなかった面があった。これを踏まえ、SE事象発生時には、前段階の警戒事態(AL)事象対応の段階で想定されるSE事象への対応戦略を発話する運用を明確化し、事前に策定した戦略から変更がないことを簡潔に報告することで発話が冗長とならないよう運用を改善するとともに10条確認会議、15条認定会議の説明時に使用する様式(使用機器や事象進展予測を記載)も定め、情報共有の向上を図る。</li> </ul>

## II. 要素訓練

現場における操作手順等の習熟などを目的として実施する訓練。

報告事項	主な報告内容		
1. 実施期間	2024年4月1日(月)～2024年12月31日(火)		
2. 訓練の内容、訓練回数、参加人数	訓練内容	訓練回数	参加人数
	(1)緊急時通報・連絡訓練	2回	34名
	(2)原子力災害対策本部設置訓練(模擬ERCプラント班との情報共有に係る訓練を含む)	2回	310名
	(3)環境放射線モニタリング訓練	1回	2名
	(4)退避誘導訓練	3回	23名
	(5)原子力災害医療訓練	4回	41名
	(6)シビアアクシデント対応訓練	2回	12名
	(7)緊急時対応訓練 ①初期消火訓練 <sup>*6</sup> ②運転班・機械工作班・電気工作班が実施した緊急時対応訓練 ③その他訓練	56回 259回 522回	320名 2,148名 3,092名
	(8)原子力緊急事態支援組織対応訓練	6回	55名
	(9)資機材輸送・取扱訓練	3回	22名
3. 訓練の評価	各要素訓練を通して、原子力災害発生時に必要となる手順等の習熟および改善を図ることができたと評価する。		

【用語の補足】

- ※1 原災法第10条事象は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある事態となる事象。
- ※2 原災法第15条事象は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する必要がある事態となる事象。
- ※3 原子炉の燃料が重大な損傷を受けるなど、設計基準事象を大幅に超える過酷事故。
- ※4 シビアアクシデント発生時などに必要となる現場操作や手順を確認するための訓練。
- ※5 放射性物質による汚染により原子力事業所災害対策に従事する者が容易に立ち入ることができない場所において、必要な遠隔操作が可能な装置等の資機材を管理し、原子力災害が発生した原子力事業者への支援を行う外部支援組織。
- ※6 発電所施設・設備に火災が発生した場合における初期段階で発電所対策要員などが行う消火活動の手順の確認や操作の習熟を目的として行う訓練。

以 上